

事業評価書（事前）

事務事業名		高齢者痴呆介護研究センター運営事業（痴呆性高齢者グループホーム評価支援事業）
事務事業の概要	(1)目的	<p>平成14年度から義務化されることとなっている痴呆性高齢者グループホーム（以下、「グループホーム」という。）の第三者評価を円滑に実施するために、高齢者痴呆介護研究センター（以下、「研究センター」という。）において評価調査員の養成及び評価の実務を行い、もってグループホームにおけるサービスの適正化を確保するものである。</p> <p>また、評価方法は、研究センターで養成された評価調査員が直接グループホームに出向き実施する。その成果は研究センターに設置される評価委員会に送付され、評価結果の点検・確定を行い、その後、原則として対外的に公表する。</p>
	(2)内容	<p>東京・大府・仙台の各研究センターにおいて実施している指導者養成研修の修了者等を対象として評価調査員の養成を行うとともに、研究センターに厳正公正な評価委員会を設け、評価の実務を行う。</p> <p style="text-align: center;">┆ 予算額（案） ┆ 18百万円</p>
	(3)達成目標	<p>グループホームにおいて提供されるサービスの内容等について質を担保する観点から行われる第三者評価及びその結果の公表が適切に行われることを目標とする。（平成14年度においては、700か所程度実施予定。）</p>
評価	(1)必要性	<p>〔緊急性、国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>平成14年度からグループホームの第三者が義務づけられることとされており、そのため、都道府県が適当と認める第三者評価機関及び評価ができる評価員の確保が必要である。当面は、都道府県が確実に評価機関として指定できる体制を確保しなければならないことから、現時点で適正に評価を実施できる研究センターにおいて評価調査員の養成と、評価委員会を設置することが必要である。</p> <p>またグループホームは、そのサービスの性格から外部の目が届きにくく、閉鎖的な空間になる可能性が高い上、法人格を有していればどのような主体であっても介護保険上の事業者の指定を受けることが可能であるという他のサービスとは異なる特徴があるとともに、グループホームは、今後急速に増加することが見込まれていることから、その質を担保するためにその必要性は極めて高い。（平成13年8月11日現在1,260か所、平成16年度までに3,200か所の見込み）</p>
	(2)有効性	<p>〔今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>研究センターにおいては、平成12年度より指導者養成研修を実施しており、その研修修了者を主たる対象として評価調査員を養成することは、既存の社会資本を活用する観点からしても極めて有効であるとともに、安定的に人材を確保することができる。</p> <p>また、効果の発現については、実施後3～5年程度を想定している。</p>
	(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>研究センターで実施される指導者養成研修の研修修了者は一定の知識を有していることから、その者を対象として評価調査員を養成することは、全く知識のない者に一から教えるよりも、極めて効率的である。</p>
	(4)その他 （公平性・優先性など）	<p>〔優先性〕</p> <p>平成14年度から第三者評価が義務づけられることから、本事業の実施は喫緊の課題である。</p> <p>また、グループホームは今後急速に増加するばかりでなく、多様な実施主体の参入が見込まれることから、グループホームのサービスの質の向上を図る上で、第三者評価は、優先性が極めて高い。</p>
関連事務事業		なし

特記事項	<p>ゴールドプラン21において、痴呆性高齢者支援対策の推進は重要な柱の一つとされており、その中でグループホームの整備や痴呆性高齢者に対する介護サービスの充実、質的向上を目指すことが明記されている。</p> <p><ゴールドプラン該当分の抜粋> 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向～ゴールドプラン21～ 2.今後取り組むべき具体的施策 (2)痴呆性高齢者支援対策の推進～「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」～ 今後我が国で急速に増加することが見込まれる痴呆性高齢者に対する取り組みは、これからの重点課題である。痴呆に関する医学的な研究を進める一方で、痴呆性高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるような状態を実現することが求められている。 このため、家庭的な環境で少人数で共同生活を送る痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)の整備をはじめとして、痴呆性高齢者に対する介護サービスの充実を図るとともに、痴呆介護の質的向上を目指す。 また、痴呆が早期の段階からの相談体制や権利擁護の仕組みを充実する。</p>
主管課及び関係課	(主管課)老健局計画課